

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程を次のとおり改正する。

現 行				改 正				備考
<p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>四 <u>総括チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（財務担当）、総括チームリーダー（学生担当）及びキャンパス整備チームリーダー</u></p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>				<p>第3条 （略）</p> <p>四 <u>学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長</u></p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>				
<p>第7条 委員会に、第2条に規定する所掌事項を分担するため次の部会を置く。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、<u>教育及び研究部会</u>については別表1のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。</p> <p>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び<u>事務担当チーム</u>は、別表1のとおりとする。</p> <p>5 （略）</p>				<p>第7条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 部会の部会長は、副学長をもって充て、副部会長は、<u>研究部会</u>については別表1のとおりとし、その他の部会は互選により選出する。</p> <p>4 部会の委員構成、部会長、所掌事項及び事務担当は、別表1のとおりとする。</p> <p>5 （略）</p>				
<p>第8条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 部会に置かれる全学委員会は、別表2のとおりとする。</p>				<p>第8条 （略）</p>				
<p>第9条 本学に、<u>委員会の業務を支援するため計画評価室を置く。</u></p> <p>2 <u>計画評価室について必要な事項は、別に定める。</u></p>				<p>第9条 <u>削除</u></p> <p>2 <u>削除</u></p>				
<p>第10条 委員会の事務は、<u>計画評価チーム</u>において処理する。</p>				<p>第10条 委員会の事務は、<u>戦略企画課計画評価室</u>において処理する。</p>				
<p>別表1（第7条第4項関係）</p> <p>...</p>				<p>別表1（第7条第4項関係）</p> <p>...</p>				
部会名	委員構成	所掌事項	<u>事務担当</u> <u>チーム</u>	部会名	委員構成	所掌事項	<u>事務担当</u>	

<p>教育</p>	<p>◎教育担当副学長 ○大学教育センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び学生生活委員会の副委員長 各1人 ・大学教育センター運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター長 ・総括チームリーダー (学生担当) ・その他部会長が必要と認めた者 <p>※ 教育部会の副部会長は、大学教育センター長とする。</p>	<p>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>学務チーム</p>	<p>教育</p>	<p>◎教育担当副学長 大学教育センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・連合農学研究科から選出された本学の教員 1人 ・入学試験委員会及び教育・学生生活委員会の副委員長 各1人 ・大学教育センター運営委員会から選出された者 1人 ・保健管理センター所長 ・学務部長 ・その他部会長が必要と認めた者 (削る) 	<p>教育に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>学務部教育企画課</p>
<p>研究</p>	<p>◎学術・研究担当副学長 ○工学研究院長及び農学研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・産官学連携・知的財産センター長 ・学術研究支援総合センター長 ・図書館長 ・総合情報メディアセンター長 ・総括チームリーダー (総務担当) ・その他部会長が必要と認めた者 <p>※ 研究部会の副部会長は、農学研究院長及び工学研究院長とする。</p>	<p>研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>研究支援・産学連携チーム</p>	<p>研究</p>	<p>◎学術・研究担当副学長 ○工学研究院長及び農学研究院長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・産官学連携・知的財産センター長 ・学術研究支援総合センター長 ・図書館長 ・総合情報メディアセンター長 ・研究国際部長 ・その他部会長が必要と認めた者 <p>※ 研究部会の副部会長は、農学研究院長及び工学研究院長とする。</p>	<p>研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項</p>	<p>研究国際部研究支援課</p>

国際交流・広報・社会貢献	◎広報・国際担当副学長 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長各1人 ・国際センター運営委員会から選出された者 1人 ・ <u>総括チームリーダー（総務担当）</u> ・その他部会長が必要と認めた者	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>広報・社会貢献チーム</u>	国際交流・広報・社会貢献	◎広報・国際担当副学長 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・国際交流委員会及び広報・社会貢献委員会の副委員長各1人 ・国際センター運営委員会から選出された者 1人 ・ <u>研究国際部長</u> ・ <u>総務部長</u> ・その他部会長が必要と認めた者	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>研究国際部国際交流課</u>
業務運営	◎総務・財務担当副学長 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・ <u>総括チームリーダー（総務担当）、総括チームリーダー（財務担当）及びキャンパス整備チームリーダー</u> ・その他部会長が必要と認めた者	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>総務チーム</u>	業務運営	◎総務・財務担当副学長 ・教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人 ・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学府副府長 ・ <u>総務部長</u> ・ <u>財務部長</u> ・その他部会長が必要と認めた者	業務運営に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>総務部総務課</u>

注) ◎は部会長、○は副部会長を表す。

注) ◎は部会長、○は副部会長を表す。

別表2（第8条第3項関係）

部会名	部会に置かれる全学委員会名
教育	大学教育委員会 学生生活委員会 入学試験委員会
研究	研究倫理委員会
国際交流・広報・社会貢献	国際交流委員会 広報・社会貢献委員会
業務運営	大学情報委員会 環境・安全衛生委員会 施設整備委員会

部会名	部会に置かれる全学委員会名
教育	教育・学生生活委員会 入学試験委員会
研究	研究倫理委員会
国際交流・広報・社会貢献	国際交流委員会 広報・社会貢献委員会
業務運営	大学情報委員会 環境・安全衛生委員会 施設整備委員会

この規程は、平成24年4月1日から施行する。